

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖いけす）
発生日時	平成30年7月18日 08時05分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市桜島南方沖 神瀬 <sup>かんせ</sup> 灯台から真方位127° 1.7海里付近 (概位 北緯31° 33.0′ 東経130° 37.0′)
事故の概要	漁船 <sup>きりがだいよし</sup> 佐賀大善丸は、西北西進中、養殖いけすに衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 佐賀大善丸、19トン K02-2525（漁船登録番号）、佐賀大善丸有限会社 第282-16215号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首に擦過傷 養殖いけす 鋼管製枠に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、餌の積込みを済ませて基地である鹿児島県鹿児島市鹿児島港に向かう目的で、鹿児島県垂水市海潟漁港 <sup>たるみず かいがた</sup> を出港し、桜島南方沖を約10ノットの対地速力で自動操舵により西北西進中、船長が、周囲を見て他船がないことを確認し、操舵室後部にある無線室で書類の整理をしていたところ、養殖いけすに衝突した。 船長は、本船が鹿児島港を基地としており、餌の積込みの目的で桜島南方沖海域を航行した経験が多くあったので、同海域に養殖いけすが設置されていることを知っていた。
分析	本船は、桜島南方沖を西北西進中、船長が、操舵室後部にある無線室で書類の整理をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、養殖いけすに接近していることに気付かず、同いけすに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、桜島南方沖を西北西進中、船長が、操舵室後部にある無線室で書類の整理をしていて見張りを適切に行っていなかったため、養殖いけすに接近していることに気付かず、同いけすに衝突したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、航行中、他の作業を極力控え、常時適切な周囲の見張りを行うこと。</li></ul>
--------------	---